

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）の成立について （会長談話）

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）」が成立しました。

このたびの地方分権一括法においても、「提案募集方式」のもと、地方の意見が反映され、「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの見直し」が一層推進されました。

特に、指定都市市長会が共同提案した「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限」の指定都市への移譲は、待機児童対策をはじめ地域の実情に応じた子育て支援策の実現に大きく寄与するものです。

これまでの数次の地方分権一括法により、「県費負担教職員の給与負担や定数の決定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定」など多くの事務・権限が指定都市に移譲されてきました。こうした移譲の成果を市民の皆様が実感できるよう、地域のニーズを施策に的確に反映させてまいります。

指定都市は、引き続き国や他の地方自治体と連携し、圏域全体の活性化と日本の社会・経済の成長に貢献し牽引する役割を果たしていきます。

今後も地方からの発意に根差した提案が積極的に採用され、地域の実情を踏まえた地方分権改革が一層進むことを強く望みます。

平成29年4月19日
指定都市市長会会長
林 文子